

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定によつて、令和七年度前期実施技能検定について、次のとおり公告する。

令和七年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施する検定職種及びその等級
技能検定を実施する職種及びその等級は、次のとおりである。

検定職種		作 業 名	実施する等級
園芸装飾		室内園芸装飾作業	一、二、三
造園		造園工事作業	一、二、三
鑄造		鑄鉄鑄物鑄造作業	一、二、三
		非鉄金属鑄物鑄造作業	一、二
金属熱処理		一般熱処理作業	一、二、三
		浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業	一、二、三
		高周波・炎熱処理作業	一、二、三
		普通旋盤作業	一、二、三
機械加工		数値制御旋盤作業	一、二、三
		フライス盤作業	一、二、三
		数値制御フライス盤作業	一、二
		平面研削盤作業	一、二
		円筒研削盤作業	一、二
		心無し研削盤作業	一、二
		ホブ盤作業	一、二
		マシニングセンタ作業	一、二、三
		数値制御形彫り放電加工作業	一、二
		ワイヤ放電加工作業	一、二
非接触除去加工		レーザ加工作業	一、二
金属プレス加工		金属プレス作業	一、二
鉄工		製缶作業	一、二
		構造物鉄工作業	一、二
建築板金		内外装板金作業	一、二
		ダクト板金作業	一、二
工場板金		曲げ板金作業	一、二
		打出し板金作業	一、二

防水施工				畳製作	タイル張り	ブロック建築	築炉	左官	とび	枠組壁建築	建築大工	石材施工	プラスチック成形		印刷	家具製作	婦人子供服製造	建設機械整備	シーケンス制御	電気機器組立て				電子機器組立て	ダイカスト	機械検査	切削工具研削	仕上げ			めっき
改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事業	シーリング防水工事業	セメント系防水工事業	アクリルゴム系塗膜防水工事業	ウレタンゴム系塗膜防水工事業	畳製作作業	タイル張り作業	コンクリートブロック工事業	左官作業	とび作業	枠組壁工事業	大工工事業	石張り作業	真空成形作業	射出成形作業	オフセット印刷作業	家具手加工作業	婦人子供注文服製作業	建設機械整備作業	シーケンス制御作業	回転電機巻線製作業	配電盤・制御盤組立て作業	変圧器組立て作業	回転電機組立て作業	電子機器組立て作業	コールドチャンバダイカスト作業	機械検査作業	工作機械用切削工具研削作業	機械組立仕上げ作業	金型仕上げ作業	治工具仕上げ作業	電気めっき作業
一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二、三	一、二、三	一、二、三	単一	三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二、三	一、二	三	一、二	一、二、三	一、二	一、二	一、二

内装仕上げ施工	FRP防水工事業	一、二
	プラスチック系床仕上げ工事業	一、二
	鋼製下地工事業	一、二
	ボード仕上げ工事業	一、二
熱絶縁施工	化粧フィルム工事業	一、二
	保温保冷工事業	一、二
サッシ施工	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事業	一、二
	ビル用サッシ施工業	一、二
化学分析	化学分析作業	一、二、三
	表具作業	一、二
表装	壁装作業	一、二
	建築塗装作業	一、二
塗装	金属塗装作業	一、二、三
	噴霧塗装作業	一、二
	溶融ペイントハンドマーカ―工事業	単一
路面標示施工	音響機構調整作業	三
舞台機構調整	肖像写真デジタル作業	一、二
写真	高圧洗浄作業	単一
産業洗浄	商品装飾展示作業	三
商品装飾展示	フラワー装飾作業	一、二、三
フラワー装飾		

注 実施する等級の一、二、三及び単一は各々一級、二級、三級及び単一等級を指す。

二 試験の方法

実技試験と学科試験によって行う。

三 技能検定試験の実施期日等

1 実技試験

(一) 実施期日

令和七年六月十日（火）から同年九月九日（火）までの間において、別に広島県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。ただし、造園職種について、屋外で実技試験を実施する必要がある等の事情のため暑熱対応の必要があり、日程を延期する場合には、同年九月十日（水）から同年十一月十二日（水）までの間において、別に協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

協会から別に通知する。

(三) 問題の公表

実技試験問題は、令和七年六月三日（火）に協会において公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部について公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
(三級) 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	令和七年七月一三日（日）
(一級及び二級) 造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装 (三級) 金属熱処理 (単一等級) 産業洗浄	令和七年八月二四日（日）
(一級及び二級) 機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工 (一級及び二級) 写真	令和七年八月三一日（日） 令和七年九月三日（水）
(一級及び二級) 園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 (単一等級) 枠組壁建築、路面標示施工	令和七年九月七日（日）

(二) 実施場所

協会から別に通知する。

四 手数料

1 実技試験

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）に定める額

2 学科試験

三千百円

五 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(二) 受検手数料振込金領収書（写し）

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面（

写し)

(四) 運転免許証、健康保険被保険者証その他の受検者が本人であることを確認することができる書類(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)(写し)

なお、個人番号及び被保険者等記号・番号等にはマスキング(黒塗り等)を施すこと。

2 提出先

協会

〒七三〇―〇〇五二 広島市中区千田町三丁目七番四七号 広島県情報プラザ五階
電話(〇八二)二四五―四〇二〇

申請書を郵送等によって提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3 受付期間

令和七年四月七日(月)から同月十八日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

4 免除資格を有する者の受検申請

実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 申請書用紙及び受検案内の交付

申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、郵送等によって請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用として一部につき百八十円分の切手を同封すること。

六 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(前記四一に定めた額)と学科試験の手数料の額(三千百円)の合計額を銀行振込によって協会に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

七 合格者の発表等

1 合格者の発表

合格者の受検番号は、令和七年八月二十九日(金)午前九時(金属熱処理を除く三級職種に限る。)及び同年十月一日(水)午前九時に、広島県のホームページに掲載する。ただし、三一(一)ただし書の規定により実技試験の日程を延期して実施する場合は、同年十一月二十七日(木)までの間で、別に県が指定する日の午前九時に、広島県のホーム

ページに掲載する。

2 合格通知

合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会が令和七年八月二十九日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る。）及び同年十月一日（水）に書面で通知する。ただし、三1(一)ただし書の規定により実技試験の日程を延期して実施する場合は、別に県が指定する日に書面で通知する。

3 技能検定合格証書等の交付

一級又は等級に区分しないで行う技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には広島県知事名の合格証書を交付する。

また、この他、厚生労働大臣から、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

八 その他

技能検定についての問合せは、広島県商工労働局職業能力開発課（〒七三〇―八五一―広島市中区基町一〇番五二号 電話（〇八二）五一三―三四三一（ダイヤルイン））又は協会に行うこと。